



三上税理士法人発行  
オリジナル事務所通信

令和 6 年 5 月号

代表  
便り

## 税務調査にも規模が大事！

暖かくなってきましたね。新入社員も入社して、すっかり春モードです。(4月10日執筆)

昨年度は、コロナ禍が終わったこともあり、また顧問先が増加していることもあり、税務調査が多い一年だったなと感じています。

弊社では、「税務調査に強い」そして「税務調査に入りづらい」という強みがあります。

例えば、相続税の調査率(調査数/申告数)の全国平均はというと、10%。ですが、三上税理士法人の相続税の調査率は、1%弱という数字なんです！色々なノウハウで調査率を下げているんですね～。



事業(法人税・所得税)の方はというと、税務調査に強いと自ら主張しておりますが、それは税務調査を経験した件数や性格による個人的な素養のことばかりでなく、規模感を活かした強さというのもあります。

過去にあったことでは、

- ・現金商売での急な税務調査。連絡を受けた時、私は到着まで2時間程度かかる場所にいました。担当のベテラン職員に急遽行ってもらい、対応できました。
- ・国税局の調査にて、先方10人程度で3ヶ所一斉に税務調査がありましたが、税理士が複数名所属しているため対応できました。
- ・顧問先の調査でも、顧問先から資料を持ってきてもらい、弊社の会議室で税務調査を行います。建物や従業員の数でも調査員の見る目が変わったりするので、ホームで迎える強みがあります。
- ・急な修正申告。過去5年分を1日で仕上げました。税務署より人数をかけることが出来れば、選択肢が増え、先手をとれます。

などなど、組織力・規模感というのが強みになることも多くあります。

もちろん適正納税で、特に活躍出来ない方が良いに決まっていますが(笑)

近いうちに社員の1人が新たに税理士登録する予定です。これで税理士5人体制(うち1人顧問税理士)となりますので、ますます皆様のお力になれるかと思います。乞うご期待！

## GW期間中の休業日のお知らせ

**4月27日(土)～29日(月・祝)、および5月3日(金・祝)～6日(月・祝)**

(4月30日(火)～5月2日(木)、および5月7日(火)～は通常営業いたします。)

皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜ります様お願い申し上げます。



本店  
便り

## 新入社員紹介①

文責：亀田

4月になり、今年も新入社員が入社いたしました！今月より順番に自己紹介してまいります。至らぬ点もあるかと存じますが、温かく見守っていただければ幸いです。

初めまして。加藤 光騎（かとう みつき）と申します。

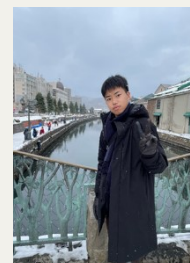
趣味は、国内旅行に行くことや、TVでバラエティ番組を見ることです。

旅行の計画を立てている段階からワクワクしており、実際に現地に着いたら何処へ行こうと考えたり、宿泊する旅館を選んだりする時間が好きで、夜眠れなくなることもあります。旅行の中でも特に温泉が大好きで、岐阜県の下呂温泉や、北海道の登別温泉、大分の別府温泉に行ったことがあります。

また、バラエティ番組を見るのが好きで、水曜日のダウンタウンは毎週欠かさず見えています。

高校生の頃から簿記を学び、大学では経営学や会計学を中心に勉強してきました。しかし、会計業務や税務に携わることは初めてなので、少しでも早く業務に慣れ、皆様のお役に立てるよう努めてまいります。

常に学びの姿勢を忘れずに、日々精進していきたいと思っております。よろしくお願い致します。



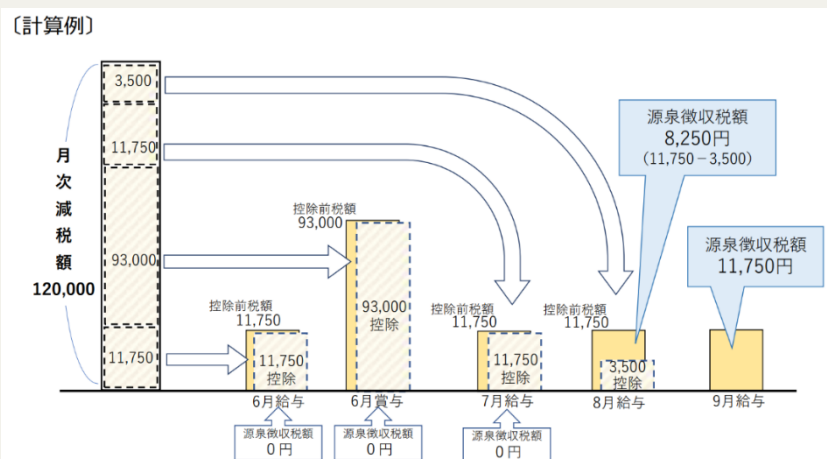
経営  
情報

## 定額減税はじまります

文責：秦

「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において税制改正の内容が決定され、法案も成立したため、令和6年分所得税について本年6月より定額減税が実施されることになりました。

1人あたり所得税3万円が減税される予定です。減税対象者は納税者本人とその同一生計配偶者及び扶養親族です。例えば、夫婦と子ども2人の世帯（納税者本人以外の合計所得金額がそれぞれ48万円以下の場合）では、納税者本人から合計12万円が減税されます。ただし、令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下（給与と所得のみの場合には給与収入は2,000万円以下）の方が対象になります。



図の計算例のように、6月の給与で控除しきれなかった部分の月次減税額は、以後支払う給与や賞与に係る控除前税額から順次控除していきます。その後、年末調整や確定申告で最終的な精算を行うというものになります。

定額減税について、国税庁のHPには特設サイトが設置されており、定額減税に関する動画も更新されておりますのでご覧ください。なお、個人住民税についても、一人あたり1万円を軸とする定額減税が実施されますので各自治体のHP等をご覧ください。

【参考】国税庁HP「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0023012-317.pdf>

インター  
店  
便り

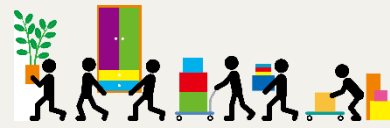
## 梅干し食べてスッパマン！

文責：大脇

こんにちは。もう知っているっしやる方もいらっしゃるかもしれませんが、わがインター店、7月に移転オープンします！

今、移転先の建物の外観・内装等工事中です。どんな店舗になるのか今からワクワクしています（オラ、ワクワクすっぞ）。

あと2か月となるこの店舗…最近続く長雨に久しぶりに雨漏り…それも懐かしくなるのかなと思いつつ、いながら床を拭いていました。



わが家も農家のためか、農業についての気になる記事を見つけました。

食品衛生法の改正によって今年の6月より、梅干しをはじめとした漬物の製造が、届け出制から営業許可の対象に変わったそうです。食の安全を守るうえで必要な改正である一方、設備投資等費用がかかるため、高齢な農家さんをはじめ、これを機に梅干し作りを断念される農家さんも出ているそうです。

具体的な改正の内容として、漬物製造許可を取得するには、原材料の洗浄設備（シンク）と器具等の洗浄設備をそれぞれ有する新たな設備投資が必要になったとか。ただでさえ平均年齢 68.4 歳の超高齢化が進む梅農家にとって、新たな設備投資は大きな壁となったかと思われます。

心配されているのは、昔ながらの製法で作った梅干しを、道の駅で取り扱わなくなってしまうのではないかということ。そこで、「すっぱい梅干しを次世代に繋ぐ」というミッションのもと(確かに、最近スーパーに並んでいる梅干しはすっぱさがマイルドだったり、マイルドどころか甘い梅干しまでありますよね)、立ち上がった【梅ボーイズ】！クラウドファンディングがあると知り、同じ農家として応援しない選択肢はない！と 10,000 円の梅干し 3 種と T シャツとステッカーコースを寄付しました。T シャツを着て、和歌山まで梅収穫に行きたいところですが…、田んぼの繁忙期の為断念です 😞 でも、「梅・塩・紫蘇」だけで漬けた無添加の梅干し、今から届くのが楽しみです♪

そんな話を事務所でしたら、スタッフのお子さんの中に、年齢 8 歳にして毎年梅干し作りをしているチビ梅ボーイがいるとのこと。農業の未来はこれからも明るいかも ✨ 梅干しが届きましたら、味の感想等お伝え出来たらなと思います。

後継者問題と言えば…、令和 5 年 4 月よりスタートしている「相続土地国庫帰属制度」はご存知ですか？

「土地を相続したけど、遠くに住んでいて利用する予定がない」「周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど、負担が大きい」といった理由により、土地を手放したいニーズが高まっています。このような土地が管理できないまま放置されることで、将来、「所有者不明土地」が発生することを予防するため、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度「相続土地国庫帰属制度」が創設されました。相続した土地も、不要なら売却できればよいのですが、全ての土地が売却できるとは限りません（山林とか 😞）。特に、今年 4 月より不動産の相続登記が義務化されたことにより、この制度の注目が高まっています。

実際の申請・国庫帰属までの手続きの流れは、（法務局への）事前相談→申請書の提出・審査手数料（一筆の土地あたり 14,000 円）納付→要件の審査→承認→負担金の納付→国庫帰属、となります。また、法務局による審査を経て承認されると、土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した、10 年分の土地管理費相当額の負担金を納付する必要があります（一筆ごとに 20 万円が基本とされています）。

全ての土地がこの制度を利用できるものではない等ありますが、制度が始まって約 8 カ月で 1,505 件申請されているようです。国庫帰属の承認申請や相談については、法務局にて受け付けております。

行楽  
日記

## ディズニーに行ってきました。

文責：幅上

昨年のクリスマスに家族で東京ディズニーリゾートへ行ってきました。名古屋は微かに雪が積もったようですが、東京はお天気も良く、日中は上着が要らないほどの暖かさでした。

子供達が小さかった頃は毎年のように訪れていましたが、成長すると共に部活や学校など都合が合わなくなり、その上コロナの流行もあり、久しぶりのディズニーです。

これまでディズニーといえば、お目当てのアトラクションに乗るために、開演前の早朝からゲート前に並び、開演と同時にアトラクション目掛けて一目散に走り、行列に並びファストパスを取得するのが、我が家の定番でした。

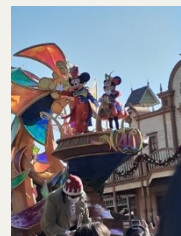
どうやらコロナ以降仕組みが変わったようで、アトラクションの混雑具合をスマホで見ることができるようになり、ファストパス（今はプライオリティパスと言います）もスマホで取得できるようになりました。レストランの混雑具合もスマホで確認できますし、予めオーダーすることも可能になりました。とはいえ、プライオリティパスは入園しないと取得できないので、結局のところ開園前から並ぶのですが。

二日間で、ディズニーランド、ディズニーシーを訪れましたが、入園チケットが事前購入のみに変更になったせいか、混雑具合もコロナ前に比べて緩和されているように感じ、過ごしやすかったです。

子供たちはそれぞれに、お目当てのアトラクションに無事に乗れたようで、見たかったパレードや新しくなったショーなど堪能したようです。私もディズニーの世界観を満喫でき大満足です。

コロナ禍に「美女と野獣」エリアが新しくできておりましたが、まだまだそのエリアは人気で大混雑でしたので足を踏み入れることはできませんでした。次回行くときは是非行ってみたいと思います。

今回、急遽行くことができなくなった娘と、コッソリ次回のディズニー旅行を計画中です♪



## 5月の税務

- ・自動車税 納付期限…5月中において各自治体の条例で定める日
- ・3月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉、  
9月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分) 申告期限…5月31日(金)
- ・個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知期限 通知期限…5月31日(金)

## 無料経営相談実施中！！！！

代表税理士・三上の無料経営相談を随時実施いたしております。ご希望がございましたらお気軽に担当者までご連絡ください！日程を調整させていただきます。

### 三上税理士法人

- 本店 〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92  
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039
- 春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108-9  
TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771
- ◆共通メールアドレス mikami@taxer.info